

令和4年2月7日
株式会社ウェイグッド

新型コロナウイルス感染症拡大に影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症に関し、
各生命保険会社の医療保険等の入院給付金取り扱いについてお知らせいたします。

生命保険各社における医療保険等の入院給付金は、通常は、病院等での治療の場合に支給される契約となっておりますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、感染が確認された方のうち、宿泊施設や自宅等で療養している方も同給付金等の支払い対象としている保険会社がございます。

(引用：一般社団法人 生命保険協会

https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200515_2.html)

※原則、オミクロン株をはじめとするすべての新型コロナウイルス感染症が対象となります。

掲載時点において発表されている内容に基づきます。

すべての保険会社の対応を網羅しているものではありません。

詳細につきましてはウェイグッドまでお気軽にお問い合わせください。